

公共下水道の供用及び処理の開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その後関係図面は令和 8 年 7 月 29 日から 2 週間、下水道部 河川・下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 29 日

公共下水道管理者 市 川 市
代表者 市川市長 田 中 甲

1. 下水道の供用及び処理を開始すべき年月日
令和 8 年 7 月 31 日

2. 下水を排除し、及び処理を開始すべき区域

町 名	番 地
北方三丁目	12 番、13 番、16 番の各一部
大野町四丁目	2838 番、2841 番、2842 番、2845～2849 番、2852 番、 2855～2858 番、2861～2864 番、2873 番、2892 番、 2893 番、2901～2904 番の各一部

3. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分 流 式

4. 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

市川市下妙典、本行徳及び加藤新田 江戸川第一終末処理場
市川市福栄 4 丁目 3 2 番 2 号 江戸川第二終末処理場

市川市告示第214号

指定公金事務取扱者への公金事務（徴収事務）の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、塩浜1丁目第1駐車場および塩浜1丁目第2駐車場の駐車料金の徴収を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8年7月29日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者氏名
タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一
- 2 住所又は事務所の所在地
東京都品川区西五反田2丁目20番4号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称
塩浜1丁目第1駐車場および塩浜1丁目第2駐車場の駐車料金の徴収事務
- 4 その他総務省令で定める事項
 - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8年 8月 1日
 - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8年 8月 1日 から 令和 8年12月23日

市道路線区域の変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条
第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の
区域を変更する。

その関係図書は、市川市役所道路交通部道路
管理課において、2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

市川市長 田中 甲

記

1. 縦覧期間 令和 8 年 7 月 2 9 日 ～ 令和 8 年 8 月 1 2 日
 (ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

2. 区域変更路線

整理 番号	路線名	変更区間		変更区間 延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
		起点	東国分 1 丁目 1633 番地先		変更前	5. 14～6. 68
1	市道 2363 号	終点	東国分 1 丁目 1630 番地先	56. 29	変更後	6. 43～6. 60

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条
第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の
供用を開始する。

その関係図書は、市川市役所道路交通部道路
管理課において、2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

市川市長 田中 甲

記

1. 縦覧期間 令和 8 年 7 月 2 9 日 ～ 令和 8 年 8 月 1 2 日
 (ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

2. 供用開始路線

整理 番号	路線名	供用開始区間		供用開始日	供用開始延長(m)
1	市道 2363 号	起点	東国分 1 丁目 1633 番地先	令和 8 年 7 月 29 日	56.29
		終点	東国分 1 丁目 1630 番地先		

市道路線認定等の告示縦覧者名簿

告示名 市道路線区域の変更および供用開始に関する告示

○市道 2363 号

月 日	名 前	住 所	備考
/			